

議案第 7 1 号
宝塚市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

資料 1 資料名 宝塚市営住宅管理条例の一部を改正する条例の概要

1 改正理由

現在、コロナウイルス感染症に伴う生活不安やストレス、外出自粛による在宅時間の増加等によりDV相談件数が増加しており、配偶者からの暴力の増加や深刻化が懸念されています。このような中、配偶者からの暴力を受けた被害者の居住の安定を図り、その自立を支援するため、配慮されるべき「DV被害者」に**婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている者**を加えるよう、国土交通省住宅局長より要請（「配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について」国住備第 112 号 令和 4 年 1 月 25 日）があったため、条例の一部を改正するものです。

2 主な改正内容

公募による入居者募集において、単身で入居できる者の入居者資格に下表右欄のとおりウを加えます。

第 6 条第 2 項第 9 号関係

現行条例	条例改正案（ウを追加）
ア 配偶者暴力防止等法第 3 条第 3 項第 3 号（配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第 5 条（配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない者	ア 同左
イ 配偶者暴力防止等法第 10 条第 1 項（配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。）の規定により裁判	イ 同左

<p>所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p>	
	<p>ウ 婦人相談所による被害者の保護に関する証明書が発行されている者その他これに類する者</p>

3 公募による入居を待つことができない場合

公募による入居を待つことができない緊急に迫られる事情がある場合については、公募によらず目的外使用させることにより対応することとなります。目的外使用に係る期間については、原則として1年を超えない期間としています。